

転入者が取得又は
賃貸した空き家



の リフォーム を 助成
工事費の一部 します



住まいる栗原 空き家リフォーム助成事業

～制度のあらまし～

栗原市では、移住者の促進を図るため、住まいる栗原ホームサーチ事業（空き家バンク制度）を活用して空き家を取得又は賃貸した転入者が空き家をリフォームする場合、リフォーム工事費の2分の1以内を（上限40万円、下限5万円）を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

対象者

次の要件を全て満たす方

①住まいる栗原ホームサーチ事業（空き家バンク制度）を活用して空き家を取得（又は3年以上の賃貸）し、空き家をリフォームする転入者

※転入者とは、補助金交付申請日において、転入から3年未満の方です

※上記以外にも、税金の未納が無いなど、詳細な要件があります

助成内容

対象経費：補助対象経費の合計額から

助成額：上限40万円／下限5万円

※助成額は、千円未満切り捨て

申請方法

申請先：企画部企画課 定住戦略室（☎0228-22-1125）

または 各総合支所 市民サービス課

※申請書類は、申請先に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます

申請期限：リフォーム着手の14日前まで

